

社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会 令和5年度事業計画

1 はじめに

育成会は当事者団体として、「共生社会の実現」と「(親亡き後の)障がい者(児)の幸せ」を願い、その実現に向けて権利擁護のための啓発活動をはじめ、関係機関に対する政策提言や市町村育成会の支援など、各種の育成会活動に積極的に取り組んできた。

こうした活動に加え、社会福祉法人化して平成14年に脇町に障害者支援施設「ルキーナ・うだつ」を開設した後、グループホーム「フローラ」、就労支援施設B型事業所「スカイピア」、こども発達支援事業所「イノセント」を開設した。更に徳島市にグループホーム「ワンロック」を開設したほか、昨年、北島町に就労支援施設B型事業所「ちゅうりっぷ」を開設した。

当法人は親の会としての育成会活動と各事業所で障害福祉サービスを提供しながら効果的な経営に取り組んできたが、利益が相反する面を持ち合わせていることもあり、事業体と運動体の連携や協働をしっかりと進めて行くことが以前からの課題となっている。

社会全体をみれば、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行や障害者権利条約の批准など権利擁護の制度は整ってきたが、障がい者の人権を侵害する事件の報道は後を絶たない状況が続いているため、権利を守るための活動が育成会に求められている。

令和5年度は、延期された全国大会が松山市で開催され、中国・四国9県が一体となって成功させると共に、全国手をつなぐ育成会連合会と連携して要望活動など育成会活動を進める。また、令和6年4月の報酬改定を見据えて障害福祉サービスのあり方についても検討を進める年としなければならない。

2 本法人を取り巻く状況

各種福祉サービスは障がい者やその家族にとって、安定的・継続的に提供されることの重要性がコロナ禍において再認識された。

感染症や災害への対応力の強化、サービスの持続可能性の確保や福祉のニーズの増大に対する人材の不足への対応などにより、厳しい環境下においても、社会の要請に応えられる法人経営が求められる。

3 育成会の現状

with コロナ時代に対応するため、全国大会、ブロック大会の開催や育成会フォーラムのオンライン開催など多くの大会やセミナーが再開に向けて動き出した。会員の減少や高齢化、会員の意識のバラツキなど活動の低下が懸念されるが、感染症対策で社会が大きく変貌する中でも、新たな活動を模索して、会員一人ひとりが積極的に問題解決に向けて取り組む必要がある。

障害福祉サービス事業は、全体で見れば経営状況はおおむね良好と考えているが、各種制度の状況を踏まえ、災害時の対応力の強化、サービスの持続可能性の確保に向けて、事業所ごとに最大限努力すべきである。

また、組織ガバナンスや危機管理、管理職員のマネジメント能力の向上、業務・事業の目的の明確化や職員間の情報共有の促進など組織運営上の課題も少なくない。

事業経営は育成会活動の源であり経営の改善は、育成会の発展のためには必要不可欠な取り組みである。災害の発生や感染症の流行などにより事業計画にも影響を及ぼすことにもなりかねないことから、今後の取り組みが非常に重要となる。

4 令和5年度の取組方針

社会福祉法人の高い公益性、非営利性に相応しい経営組織や財務規律を実現し、育成会の課題解決に向けて積極的に取り組む必要がある。昨年の報酬改定は障がい者の重度・高齢化を踏まえた地域移行の促進、感染症や災害等の非常時への対応力の強化など、各種福祉サービスの安定的・継続的な提供が重要視された。

会員のメリットの周知等を通じて会員の拡大を図り、運動体と事業体が両輪となって法人運営に取り組むとともに、自然災害やコロナ禍において厳しさを増す社会環境に即応して、運動体と事業体の課題や問題を克服するため、育成会をより民主的でガバナンスと持続可能な活動と運営の基盤を確立しなければならない。

(1) 育成会活動

当面の活動目標は「育成会活動の活性化」である。全会員が、「現状のままだと、『障がい者の幸せ』は実現できない。」との危機感を持ち、「自ら積極的に行動する。」との意識改革を行うことが必要不可欠である。

全国手をつなぐ育成会連合会と連携して、オンラインを活用した各種セミナーの周知、参加を促進するとともに、障害福祉計画等の最終年度であり、次期計画の策定に向けて会員が地元自治体と協働して取組を行うことを支援する。

(2)障害福祉サービス事業

感染症対策や業務継続に向けた取り組み、地域と連携した災害対応の強化を国が打ち出しており、健全で持続可能な経営基盤を確立することが重要である。

そのためには、危機管理にもつながる事業継続計画の検証、ガバナンスの確立やマネジメント及びコンプライアンスの強化、責任の明確などを図るために、事業所毎に予算や支援体制及び事業計画を立て、それに従い事業を実施する。

5 令和5年度事業事計画

(1) 法人活動

- ・ 円滑な事業運営のための人材確保と人材育成
- ・ 内部統制の推進
- ・ 地域貢献活動の推進

(2) 育成会活動

- ・ 関係機関等への政策提言などの展開
- ・ 全国手をつなぐ育成会連合会との連携
- ・ 中国・四国地区育成会との連携
- ・ 市町村育成会の組織の充実・強化支援
- ・ 本人活動の展開
- ・ ピアカウンセリング(相談事業の充実)
- ・ 権利擁護の推進
- ・ オンラインを活用した研修会の開催

令和5年度

障害者支援施設 ルキーナ・うだつ



1 概要

ルキーナ・うだつにおいては、障害者総合支援法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括初見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備、第7期障害福祉計画等を注視しつつ、「持続的成長」及び「持続可能な経営」を目指すとともに、地域に根差した事業の着実な継続に取り組んでまいります。事業実施にあたりましては、入所等から地域生活への移行の更なる推進、地域生活の継続支援など引き続き取り組んでまいります。また強度行動障害者、重度障害等への支援体制の充実に資する人材育成、人材確保等に取り組むとともに地域の社会資源の活用及び関係機関との連携強化を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、新たに美馬アグリワケーション施設運営（メロン栽培・ワケーション施設管理）や障害者文化芸術推進法に基づく芸術活動等の推進を通じ近隣小中学生や地域住民等との交流活動を実施することで地域社会との接点をもてるよう、一層の強化に努めてまいります。

最後に、障害福祉サービスを取り巻く社会情勢等の変化を考慮しつつ、一步一步「誰一人取り残さない社会」を構築できるよう取り組んでいきます。

2 展開する事業及び定員等の概要（令和5年4月1日 予定）

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 障害福祉サービス事業（施設入所支援事業） | 定員 40 人【現員 42 人】※ |
| (2) 障害福祉サービス事業（生活介護事業） | 定員 60 人【現員 76 人】※ |
| (3) 障害福祉サービス事業（短期入所事業） | 定員 1 人【現員 6 人】 |
| (4) 地域生活支援事業（日中一時支援事業） | |

※ 定員の超過は、「定員超過利用制度」による。

3 事業目標・重点施策

- (1) 生産活動（日中活動）強化
- (2) 働き方改革への取組
- (3) 人材育成「人づくり」と人材確保
- (4) 権利擁護
- (5) 持続可能な経営モデルの構築
- (6) 地域連携強化・機能訓練体制の強化と充実（サービスの質の向上）
- (7) 危機管理体制の強化
- (8) 地域貢献活動等の推進
- (9) メンタルヘルス対策等の推進
- (10) 地域共生社会の実現

(1) 生産活動（日中活動）強化

- ア 日中活動の充実を図るとともに、活動を通じて、就労することの楽しさ・やりがい
を創出するとともに地域で活躍できる環境を整備。
- イ 近隣小学校ならびに支援学校の就労体験等の実施。
- ウ 直接販売を実施することで地域の人との交流等を図る。

(2) 働き方改革への取組

- ア 基本給の均等・均衡待遇の確保や労働者に対する待遇に関する説明等を含め、同一
労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善。
- イ 時間外労働の是正や年次有給休暇の時期指定義務等の適切な運営。
- ウ ジェンダー平等への実現。（子育て・介護等と仕事の両立など多様な働き方への環境
整備。
- エ 職員の活躍に向けた人材育成などの環境整備。
- オ 育成会退職金制度（企業型確定拠出年金の整備、給与制度設計見直し等福利厚生
の充実

(3) 人材育成「人づくり」と人材確保

- ア 施設内研修（OJT）施設外研修（OFF-JT）における研修機会の充実。
- イ 新人職員等への実践の場の機会の創出。若手職員の積極的な登用。
- ウ 新人職員等への研修体制の充実。
- エ 資格取得の推進（ハローワークのキャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成
金の活用、社会福祉充実残額の活用。）
- オ マイナビやホームページ等を活用し年齢構成を考慮した、採用計画の策定。
- カ 近隣施設等との協働により研修機会の充実、効率化を図る。
- キ 研修体制の構築（ウェブ研修等）
- ク 女性活躍推進法に基づく取り組みの推進（一般行動計画の策定やえるぼし認定の取
得等）
- ケ 改正高年齢者安定法に基づく取組

施設内研修

実施月	研修等の内容	実施期間	研修等の内容
4月	・理念、支援方針について （待遇も含む） ・個人情報保護研修	11月	・感染症対策研修
5月	・虐待防止、身体的拘束研修 ・腰痛対策研修	12月	・虐待防止、身体拘束研修 ・感染症対策研修及び訓練
6月	・BCP研修 ・BCP訓練	1月	・BCP研修 ・BCP訓練
7月	・感染症対策研修及び訓練	2月	・虐待防止研修（不適切だと思わ

			れる支援への取組)
8月	・虐待防止研修（不適切だと思われる支援への取組）	3月	・リスクマネジメント研修
9月	・腰痛対策研修 ・ハラスメント研修	通年	機能訓練研修（月～金） 口腔ケア（月2回程度）
10月	・コンプライアンス研修		

※その他、採用1～2年目の福祉・介護職員に対し、3年以上の経験者を担当者として定め、日常業務の中で技術指導・業務に対する相談を実施。

新人・中途職員研修

理念・支援方針について（接遇）	虐待防止・身体的拘束研修
自閉症	

施設外研修

強度行動障害研修（基礎・実践）	相談支援従事者研修
強度行動障害研修（ステップアップ・事例検討会）	介護福祉士、社会福祉士等資格取得にかかる研修
各サービス管理責任者研修	障害者虐待防止研修
特別支援教育士研修	意思決定支援研修
リスクマネジメント研修	行動援護従事者研修
感染症対策研修	感覚統合療法研修
BCP研修	

主な施設外研修等

施設外研修名	予定人数/受講取得状況等
強度行動障害者支援基礎研修	6名（令和4年度までの受講数49名）
強度行動障害者支援実践研修	3名（令和4年度までの受講数18名）
各サービス管理責任者研修	2名（令和4年度までの受講133名）
行動援護従事者研修	2名（令和4年度までの受講数7名）
相談支援従事者研修	2名（令和4年度までの受講数20名）
介護福祉士資格取得にかかる研修	4名（令和4年度までの受講数20名）
社会福祉士資格取得にかかる研修	1名（令和4年度までの受講数6名）

※その他都道府県等が実施する研修会への参加。

(4) 権利擁護

- ア 人権侵害等に対して、日常的に意識を高め虐待を未然に防ぐ体制の整備。
(権利擁護、虐待防止研修の定期的な開催、参加)
- イ 虐待を防止するため、不適切な支援を常に見直し、支援の質を高める体制づくり。
(個別支援会議の定期的な実施、検証と素早い対応)
- ウ 苦情解決制度の実効性が確保されるよう、権利擁護に取り組める環境の整備。
- エ 虐待の未然防止と早期発見及び早期対応。
(自己チェックシートの活用)
- オ 本人の自己選択、自己決定の尊重。
(さまざまな経験や情報の提供)
- カ 障害者差別解消法に適切に対応し権利擁護に努める。
- キ 虐待防止委員会の開催。
- ク 身体拘束研修の開催。

(5) 持続可能な経営モデルの構築

- ア 利用者のニーズに応じた各種加算取得の推進。(取得予定)
人員配置加算(1.7:1)福祉専門職員配置等加算(I)・常勤看護職員配置加算・延長支援体制加算・重度障害者加算、療養食加算・食事提供加算・栄養士配置加算・栄養マネジメント加算・送迎加算・処遇改善加算・重度障害者加算(生活介護)
口腔ケア加算、臨時特例交付金。
- イ 利用者のニーズに応じたサービスの提供による利用の確保(稼働率維持)。
- ウ 業務委託費、固定的経費等の徹底した見直しによる支出管理。
- エ 労働生産性向上にむけた多用な職種へ対応できる職員の人材育成。
- オ 政策対応能力の強化のための研修の実施。
- カ 業務を見直し、OA機器等導入により業務の効率向上による業務量の軽減。
- キ 新たな時代を見越した利用者負担のあり方について研究・検証。
- ク 災害発生時における業務継続計画(BCP)策定
- ケ WITHコロナを見据え、電子決裁システム導入
- コ 押印の順次廃止、業務見直しによる不要な押印の削減

(6) 地域連携強化・機能訓練体制の強化と充実(サービスの質の向上)

- ア 身体機能低下防止、残存機能維持のため、外部医療機関からの(理学療法士)派遣による職員等との連携により、リハビリテーションの実施。
- イ 強度行動障害者の不適切行動軽減等のため、外部医療機関からの(作業療法士)等による個別指導等の実施や個別プログラムの作成。
- ウ 強度行動障害者が五感で周囲の様子を感じ取る要素とリラックスすることを目的としたスヌーズレンの活用。
- エ 健康保持、増進等のため歯科医師との連携により定期的な健診(年1回)歯科衛生士による口腔ケア(月2回以上)の実施。
- オ 外部医療機関(嘱託医)等との連携により疾患治療のための療養食の提供。
- カ 情緒安定、健康保持等のため、アロマを活用した外部講師等によるマッサージの実

施等。

- キ 入所者の摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養計画（マネジメント）の作成。
- ク 夜間における強度行動障害者に対する個別プログラム作成と人員強化。
- ケ 就労実習等の受け入れ推進。
- コ 日常生活における場面で自己決定の尊重に基づき、意思決定支援を継続的に行う事で、ご本人の意思が尊重された生活体験が積み重ねられるよう支援を行う。

(7) 危機管理体制の強化

- ア ヒヤリハット、事後報告書を効果的に活用し、安心で安全な体制の構築。
- イ 非常災害時における関係機関等との連携強化の為のマニュアルの見直し。
- ウ 南海地震等大型災害に備え、各関係機関との連携を図る。
- エ BCP 計画の策定と取組の推進を図る。

(8) 地域貢献活動等の推進

- ア 美馬市社会福祉協議会等との協働により美馬市くらしサポート相談・支援事業へ参画し生活困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談の実施。
- イ 医療機関（ホウエツ病院）等との協働により地域の福祉課題解決にむけた取組。
- ウ 地域のお祭り（小星廻り踊り）、伝統行事を実施する町内会等への参加、協力。
- エ 町内会等が実施する地域の清掃活動などへの参加や自発的な環境美化活動。
- オ 防災対策の拠点として避難場所の提供や地域住民と共助による救助活動。
- カ 利用者に提供する食材等の購入にあたり、地産地消の取組への協力。
- キ 近隣の社会福祉法人と連携し地域のニーズに応じた社会貢献の在り方を研究・検証。
- ク 美馬青年会議所（美馬 JC）等の企画する全国煙火師競技大会等への協働により地域の活性化等への取組へ参画。

(9) メンタルヘルス対策等の推進

- ア メンタルヘルス不全の予防と対応のための研修の実施。
- イ 腰痛対策として、研修の実施及び予防体操や器具の整備。
- ウ 産業医等との連携行い定期的にストレスチェックを行なう。

(10) 地域共生社会の実現

- ア 障害者文化芸術推進法に基づく芸術文化活動の推進。
- イ 美馬アグリワケーション施設管理運営等を通じ地域交流と社会参加の推進。
- ウ e-スポーツを通して地域交流を図る。

障害福祉サービス事業所（共同生活援助）フローラ

1 運営方針

コロナ禍の3年間で、日常生活も大きくその様式の変更を迫られ、地域とのつながりや社会活動を寸断された状況の中で、ようやくポストコロナを迎えるにあたり、感染症対策を行いながら、社会、地域におけるつながり、支えあいを再構築し、住み慣れた場所で安心して生活できるよう支援します。

障がい者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障がいのある方が地域の中で生活を行い継続していくために必要なサービスの提供が求められています。

また、地域が必要とする新たな福祉ニーズ（共生社会）等に対して応えていくことで、社会福祉法人の一員としての意義、役割を果たすことも求められています。

フローラでは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化をさらに進めるとともに、その人らしい暮らし方や自己決定を支える支援を行っていきます。

人と人とをつなぐ場、地域と一緒に障がい者や生活支援を必要とする人たちの暮らしを支えていく場としての機能を果たせるよう努めていきます。

2 展開する事業 記載

(1) 指定共同生活援助事業 (令和5年4月1日 予定)

所在地 徳島県美馬市脇町野村 4173 番地 1

入居定員	39人	【現員 37人】
フローラⅠ	5人	【現員 5人】
フローラⅡ	4人	【現員 3人】
フローラⅢ	6人	【現員 6人】
フローラⅣ	5人	【現員 5人】
オプス	7人	【現員 7人】
テルス	6人	【現員 6人】
リアン	6人	【現員 6人】

3 重点目標

- (1) 権利擁護
- (2) 経営基盤の安定・強化
- (3) 人材育成の強化・人材確保
- (4) メンタルヘルス対策等の推進
- (5) 危機管理体制の強化
- (6) 地域貢献活動の促進
- (7) サービスの質の向上

(1) 権利擁護

- ア 不適切な対応や虐待についての意見を出し合い風通しのよい風土の醸成を図り組織性を高め虐待防止や支援の質の向上につなげる。
- イ 個々の利用者のニーズ、障がい特性を理解し一人ひとりに必要な合理的配慮を行う。(個別支援会議の定期的な実施、検証と素早い対応)
- ウ 身体拘束・虐待防止研修をはじめ、様々な研修に参加し職員のスキルの向上に努め、人権意識、倫理観を高めていく。
(権利擁護、虐待防止研修の定期的な開催、参加)
- エ 自己の振り返りの為の早期発見自己チェックシートや利用者による満足度チェックシートを活用し虐待の未然防と早期発見及び早期対応に努める。
- オ 地域生活の中での様々な場面において一人ひとりの自己決定・意思決定の尊重に基づき意思決定支援を継続的に行っていく。
- カ 障害者差別解消法に適切に対応し権利擁護に努める。
- キ 身体拘束・虐待防止委員会の開催。

(2) 経営基盤の安定・強化

- ア 利用者が安心して生活を開始、継続できるよう、本人の住み慣れたマチで暮らすための拠点の整備を進める。
- イ 障がい者の高齢化に伴う心身機能の低下等に対応できるよう、また障がいの程度に関わらず適切な支援を受けながらサービスを利用できるようにする。
- ウ 既存グループホーム設備の老朽化の点検、修繕を行う。
- エ 各種加算の積極的な活用を行う。
- オ 利用者負担のあり方について研究・検証を行う。

(3) 人材育成の強化・人材確保

- ア 多様化するニーズに応えていけるよう研修への参加(施設内研修(OJT)、施設外研修(OFF-JT))、資格取得の強化を行い、職員個々の専門性を積極的に高めていく。
- イ 高齢に伴う心身機能の低下や看取り期に適切な支援の提供ができるよう、支援手法や技術・知識の向上、必要な資格者の育成を図る。
- ウ リクナビやホームページ等を活用し年齢構成に考慮した新たな職員の確保と育成を行う。
- エ 障がい特性の把握、障がいの重度化に対応できるよう強度行動障害者支援者研修などの専門的な研修に参加し、支援力を高める。
- オ 外国人技能実習生を受け入れ、発展途上国の経済発展を担う人づくりに協力する。

(4) メンタルヘルス対策等の推進

- ア メンタル不全の予防と対応の為の研修の実施。(世話人、生活支援員参加)
- イ 産業医等との連携を図りストレスチェックを行なう。

(5) 危機管理体制の強化

- ア 新型コロナウイルスなど感染症の正しい知識、対応を身に付け感染防止に努める。
- イ 新型コロナウイルスなど感染症発生を見据えた対応マニュアルの整備、訓練を行い感染拡大を防ぐ。
- ウ 事故防止や事故発生時の連携体制など各種マニュアルの整備と点検を行う。
- エ ヒヤリ・ハット報告を心がけ、職員間で情報の共有を図り安心して安全な体制の構築を行う。
- オ 防火設備の点検を定期的に行い危機管理体制の強化を行う。
- カ 防災計画、防災訓練計画を基に訓練を定期的の実施し、災害発生時に必要な対応が迅速かつ円滑に行える様にする。
- キ 南海地震等大型災害に備え、地域と連携を図り災害への対策を強化する。
- ク マスク、消毒液など感染症対策に必要な備品の備蓄を行い感染防止に努める。
- ケ BCP 計画に基づき訓練をおこない災害時など非常時でも事業継続できるようにする。

(6) 地域貢献活動の促進

- ア 自治会等が取り組んでいる清掃活動、防災訓練、美観活動等に参加、協力して地域住民との連携を図る。
- イ 地域のお祭り、伝統行事を実施する自治会活動への参加、協力を行う。
- ウ 近隣の社会福祉法人やルキーナ・うだつと連携し地域ニーズに応じた社会貢献の在り方を模索し共同事業を実施する。
- エ 地域の方が栽培した作物等を活用し地域との繋がりを深め地産地消への協力また、食への安心安全への提供の充実を図る。

(7) サービスの質の向上

- ア 職員会議、ケース・支援会議を毎月行い現状の把握や問題点、改善事項などについて話し合い情報の共有とともに課題の解決を図る。
- イ 常に問題意識を持ち職員一人ひとりが利用者支援に対し真摯に向き合い問題解決や課題克服に取り組んでいく。

- ウ 個人の暮らしを実現するための個別支援計画の作成と計画に基づいた支援を提供する。
- エ 利用者一人ひとりの身体状況を把握し、早期発見、早期対応に繋がられるようルキーナ・うだつや医療との連携を行う。
- オ 常に利用者一人ひとりのQOLの向上を意識し、身体、精神ともに健康な生活が送れるようにする。
- カ 健康の維持、増進の為、看護師や歯科衛生士などの指導を受け口腔ケアの充実に努める。
- キ 各種サービスや団体などを利用し、色々な人とのつながりを持ち、創作活動やスポーツなどを行い余暇時間が充実するよう支援する。
- ク ご家族と利用者ご本人の状況、近況等を定期的に連絡を取り相互の信頼関係を深める。
- ケ 看護師と常に連絡が取れる体制を構築し医療機関とも緊密に連携し利用者の日常の健康管理、疾病の早期発見、早期治療に努める。

令和5年度 スカイピア

1 事業所運営指針

令和5年に入り新型コロナの感染症法上の位置づけとしても「2類相当」から「5類」に移行する方針が決定されるなど落ち着きつつあるが、未だ油断できない状況ではあり、障がいのある方々が地域において生きがいを持って活躍できる社会の実現に引き続き取り組んでいく必要があります。利用者も職員も心身の健康の維持管理をしっかりとこない、休暇を有効に活用しながら健康を第一に考え、令和5年度も工賃向上に対し努力をしてまいります。

また質の高いサービスを提供できるよう、人権擁護の徹底や施設内外の研修の充実を図り、人材育成に努めてまいります。

2 事業所概要 (令和5年4月1日予定)

- (1) 所在地 徳島県美馬市脇町字小星726番地6
- (2) 利用定員 20名
- (3) 職員数・職員構成
 - ア 管理者 1名
 - イ サービス管理責任者 1名
 - ウ 目標工賃達成指導員 1名
 - エ 職業指導員 1名
 - オ 作業支援員 1名
 - カ 生活支援員 1名
 - キ 事務員 1名
- (4) サービス提供予定日等
 - ア 月曜日～金曜日(週5日) ※月2～3回土曜日開所午前10時00分～午後4時00分

3 重点目標

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 持続可能な経営モデルの構築と職員の働き方について
- (3) サービスの質の向上
- (4) コロナ禍における健康管理、メンタルヘルス対策等の推進
- (5) 各関係機関との連携
- (6) 生産活動その他の活動機会の提供
- (7) 地域貢献活動の推進

(8) 施設外支援の促進

(1) 権利擁護の推進

- ア 利用者虐待の未然防止と早期発見に努めます。
- イ あらゆる差別、虐待又は人権侵害等に対して、専門職として決して許さない姿勢で支援し、人としての権利擁護に最大限努めます。
- ウ 職員間で自らの行為を相互に確認し、虐待防止への関心が薄れないよう取り組みます。
- エ 苦情解決制度の実効性が確保されるよう、権利擁護に取り組める環境を整備します。
- オ 「虐待防止委員会」により、虐待防止の取り組みの実効性を確保します。
- カ 合理的配慮を前提として利用者本人の意思（思い）を確認し、支援の必要性を共に考え意思決定できるようサポートを行います。

(2) 持続可能な経営モデルの構築と職員の働き方について

- ア 時間外労働の上限規制
 - ・ 時間外労働について、月45時間、年360時間を原則とする。
- イ 年次有給休暇の確実な取得
 - ・ 10日以上の子次休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える。(ただし5日分について本人が取得した場合はその限りではない)
- ウ 正規職員、臨時職員、短期間職員の職務分掌を明確にする。
- エ 定員超過利用制度の継続、各種加算を活用します。
- オ 節電、コストカット、節約に努めます。
- カ 新型コロナウイルス等感染症や災害発生時における業務継続計画（BCP）策定

(3) 人材育成の強化

- ア 利用者サービスの質の向上と職員の資質向上を図るため、他団体・施設が開催する研修会等に積極的に参加し研鑽を深めます。

イ 知識及び支援技術を習得することを目的とした施設内研修会を実施し支援の充実を図ります。

ウ 人材育成の強化に努め、研修の充実を図ります。

エ 新人職員、臨時職員の研修体制の充実を図ります。

オ 利用者に対し就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な研修や訓練等の提供をします。

カ 利用者の社会生活の幅を広げるため、助成金の活用を含め車両の購入を検討します。

(4) コロナ禍における健康管理、メンタルヘルス対策等の推進

ア 職員は出勤時に体温と体調を、各自の健康管理表に記入し、月末に提出し保管する。

イ メンタルヘルス不全の予防と対応のための研修を実施します。

ウ 産業医との連携を図り定期的にストレスチェックを行います。

(5) 各関係機関との連携

ア ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等、各関係機関と連携を深めながら情報の収集を行い、個別の能力や適正に応じた支援を行います。

イ 一般就労者が就労先で定着出来るよう、各関係機関と連携をとります。

(6) 生産活動その他の活動機会の提供について

ア 藍の栽培と販売、請負、清掃活動、Tシャツ等の作成と販売活動をおこなっていきます。

イ 地域の農家と連携し、季節に応じた作物の収穫作業に取り組むことで、施設外活動の機会を増やし工賃収入増に努める。

ウ 各種地域イベントに積極的に参加し、商品販売等を通じて地域交流を図ります。

(7) 地域貢献活動の推進

ア 地域住民の理解と支援力を高めるため、施設と地域住民が互いの長所と得意分野を活かし協働することにより地域の更なる活性化を図ります。

イ 地域の休耕田を有効活用することで、地域への貢献をします。

(8) 施設外支援の促進について

- ア 利用者が地域で就労体験が出来るように環境を整え、個々の工賃向上に努めます。
- イ 適性や要望に応じた作業、施設外支援先のさらなる開拓と実施をします。
- ウ 農家と連携し、季節に応じた作物の収穫作業に取り組むことで農福連携のモデルとなり、県内で農福連携の輪が広がるように努めます。

4 日中活動支援

(1) 取組方針

- ①地域生活における日中活動の支援の一環として、自主性及び視野等の拡大を図り就労への意欲づけに資する支援を展開する。
- ②生活スキルの向上を図り、就労への意欲づけに資する支援を展開する。
- ③本人活動の活発化。
- ④多様な作業支援を展開し、利用者の生活環境の充実と整備、また収入確保に努める。
- ⑤スポーツ活動を行い、利用者の体力の維持増進を図る。

(2) 日中活動の支援内容

①日中の流れ

- ア 日中の流れは、「利用者の生活の流れ」に別に定める。
なお、その他の支援は希望により提供する。
- イ 検温を毎日実施する。(シャワーは希望により実施)
- ウ 作業支援は、その能力等に応じて支援する。

②サービス提供の開始・終了時間及び出勤の方法。

- ア サービス提供の開始・終了時間は午前10時00分～午後4時00分を原則とする。
- イ サービス提供の時間及び出勤の方法は、利用者の要望等により個別に定める。

③その他支援、記録等について

- ア 個別支援計画を策定して支援にあたる。
- イ 毎日の支援・ケース記録を整備する。
 - ・記録はその都度行い、まとめて行わない。
 - ・記録者の独断を避け、客観的に記入する。
 - ・日付は適切に記入、略称・通称等を避け、適切に記入する。
 - ・日常記録の他、当該個別支援計画に基づく支援の記録も併せてする。
 - ・他の資料の添付の際は糊付けによりするものとし、その説明をする。
- ウ 連絡帳を用いて、家庭との綿密な連絡調整を図る。

④職場定着を促進するための支援

- ア 一般就労した利用者に対し、職場定着を促進するために、定期的に連絡をとる。
- イ 職業生活において相談を受けた内容については、記録に残しておく。

⑤生活スキル等の向上、拡大について

- ア 手洗い、歯磨き、基本的な生活習慣等。
- イ あいさつ、言葉づかい等の社会マナー。
- ウ コミュニケーションスキル、社会資源の活用、交通機関の利用等。

⑥本人活動の活発化

- ア 自己選択、自己決定、自己実現の活発化。

⑦就労に必要な知識及び能力の向上について

- ア ハローワークと連携、ふれあい面接会等に参加し、就労に向けての意欲を高め
てもらおうと共に必要な情報の提供をする。
- イ 他の就労施設、または一般の店等を見学し、接客の際に必要なマナーや
技術を学ぶ機会を提供する。

⑧作業による支援について

- ア 実施時間は原則作業時間による。又、利用者の日中活動支援内容及び利用者
のグループ編成並びに担当者の配置は「利用者の日中活動支援内容及び担当
者配置票」に別に定める。

⑨各種作業活動

【清掃活動】

ア 清掃	内容	道の駅「藍ランドうだつ」及び船着場公園 維持管理業務清掃（トイレ、樹木等の管理 （水やり・除草））
	内容	JR 穴吹駅トイレ及び JR 穴吹駅観光情報発信セン ター清掃業務（トイレ清掃、トイレ周辺の清掃）
	内容	セレモニー愛心会館の清掃業務（ホール、 樹木等の管理（水やり・除草））ゴミ回収
	内容	美馬市地域共生交流施設「小星ベース」の清掃業 務（館内の清掃、除草作業等）

【農園芸活動】

ア 農園芸	内容	藍葉、草花を育て販売する。一連の活動の中で、 お客さんとの交流を図ると共に、収益の向上につ なげる。
-------	----	--

【施設内作業】

ア 生産	内容	衣類及び名刺・封筒印刷に取り組むことで、 パソコン技術の向上を図りながら収益向上を 目指す。 ハーネス作業にて手先の細かい作業技術を 習得しながら収益向上を目指す。
------	----	--

【自動販売機等管理】

ア 管理	内容	事業所内外に自動販売機を設置し管理と清掃を 実施しながら収益向上を目指す。
------	----	--

年間 8,048,400 円

【藍等農作業】

ア 実施場所

藍畑

イ 実施時間

午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分まで

午後 13 時 00 分から午後 15 時 30 分まで

ウ 作業収入目標額

年間 300,000 円

【ハーネス作業等内職作業】

ア 実施場所

事業所内

イ 実施時間

午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分まで

午後 13 時 00 分から午後 15 時 30 分まで

ウ 作業収入目標額

年間 1,230,000 円

【自動販売機】

ア 実施場所

事業所内外の自動販売機 3 台

イ 実施時間

午前 10 時 00 分から午後 15 時 30 分まで

ウ 作業収入目標額

年間 228,000 円

【リサイクル】

ア 実施場所

事業所内

イ 実施時間

午前 10 時 00 分から午後 15 時 30 分まで

ウ 作業収入目標額

年間 156,000 円

【施設外支援】

ア 実施場所

あじよし、アワーズ、セブンイレブン、津川組、ヤマト運輸、サワダ自動車
ハードオフ、ニューウェーブ、美馬GS、ミートショップ坂本
栄工製作所、権田建設

イ 実施時間

事業所の勤務に合わせ

ウ 作業収入目標額

年間 7,034,000 円

【県民局・保健所等除草作業】

ア 実施場所

県民局と美馬保健所敷地内

イ 実施時間

県有地・・・年 2 回

ウ 作業収入目標額

年間 212,470 円

こども発達支援事業所・相談支援センター イノセント 令和5年度 事業計画

1. 事業の運営方針

昨年9月、障害者権利条約における総括所見が国連障害者権利委員会から出された。主な内容は「自立した生活および地域生活への抱擁」、「インクルーシブ教育の推進」などで、今後、日本社会が障害者の人権や基本的自由の享有の確保など、地域で「自分らしく」生きていくための社会の構築に向けて進められる。

イノセントにおいては、「自立した生活および地域生活への抱擁」について、相談支援事業を通じ、障害児・者の権利擁護についてより一層の自覚を持ちながら、障害児・者やその家族の相談に応じ、地域で当たり前の生活ができるよう支援を展開する。その為には、関係機関との連携や障害者自立支援協議会を通して社会資源の開発、相談支援専門員の資質の向上に努める。

「インクルーシブ教育の推進」については、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて、集団活動に適應できるスキルを身につけるとともに、保育所等訪問支援を通じて認定こども園や小学校等と連携をしながら支援を提供することでインクルーシブの推進につなげていく。

また、障がいのある子ども達が、自身の尊厳と内在的な価値を大切にされることで自己肯定感を高め、一人ひとりの多様性が尊重される中でその子らしさが発揮できるようサポートしていく。さらに、ご家族の子育てに関する相談などを通じて家族等をしっかりサポートしていく。

2. 展開する事業及び定員の概要（令和5年4月1日）

(1) こども発達支援事業所 イノセント

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 児童発達支援 | 定員：10名 |
| イ 放課後等デイサービス | 定員：10名 |
| ウ 保育所等訪問支援 | |
| エ 日中一時支援（地域生活支援事業） | |

(2) 相談支援センター イノセント

- ア 障害者相談支援事業（美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町より委託）
- イ 指定地域相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ウ 指定計画相談支援事業
- エ 指定障害児相談支援事業

3. 重点目標

(1) 権利擁護の推進

- ア 子どもの最善の利益の保障（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）
- イ 権利擁護の観点に立った自己選択・自己決定の支援
- ウ 虐待などの権利侵害の早期発見、早期対応や不適切な支援の検証と再発防止
- エ 身体拘束等の適正化のための指針の周知
- オ 身体拘束・虐待防止委員会を通じ、支援方法の点検を行うことで身体拘束を含めあらゆる虐待を防止する
- カ 障害者差別解消法における合理的配慮の推進、合理的配慮の視点に基づいた支援

(2) 人材育成の強化

- ア 研修計画に沿った研修や各専門分野研修への参加などの OJT 及び Off-JT の推進
- イ 各種会議や専門職 (ST・OT・ABA 講師) との事例検討の実施
- ウ WEB による研修体制の構築
- エ 資格取得の推進

(3) サービスの質の評価及び改善

- ア 児童発達支援・放課後等デイサービスのガイドラインに基づいた評価及び改善内容の公表
- イ 要望や希望を真摯に受け止め、改善・要望等への迅速な対応及びサービスの向上
- ウ サービス等利用計画や児童支援利用計画、及びモニタリングの質の向上
- エ 専門職 (言語聴覚士 ST・作業療法士 OT・歯科衛生士 DH) との綿密な連携
- オ 事例検討等により専門性の向上につなげ、支援方法の般化を図る
- カ 応用行動分析 (ABA) を用いて適切な行動を獲得する支援方法の実施

(4) 経営基盤の安定・強化

- ア 事業所の稼働率の向上や各種加算の確保による安定的な収入の確保
- イ 節電、コストカットなど、経費の削減や経営効率の向上

(5) 家族支援の充実

- ア ペアレント・トレーニングや座談会等を開催し家族支援の充実に努める。
- イ 定期的な面談により、家族の要望や困りごと、不安、迷いなどに對して支援を実施。
- ウ 子育て負担の軽減や家族の就労のための支援

(6) 各関係機関との縦横連携による地域社会への参加・包容の推進

- ア 保育所等訪問支援を通じて専門的な支援を展開し、地域社会への参加・包容を推進
- イ ライフステージに応じた切れ目の無い支援の推進 (縦の連携)
- ウ 福祉、保健、医療、教育関係機関等との連携した地域支援体制の確立 (横の連携)
- エ 自立支援協議会等を通じ、関係機関との連携強化を図る

(7) リスクマネジメント体制の強化

- ア 個人情報保護することの重要性を認識し、個人情報の取得、利用、管理等にあたり、適切に個人情報の保護に努める
- イ ヒヤリハットや事後報告書、改善要望等を集約し原因分析を行い、安心安全な体制を構築する

(8) 感染症や災害時への対応力強化

- ア 感染症の発生及びまん延の防止など、感染症対策研修の実施
- イ 地震等の自然災害や感染症に対する BCP 計画書 (事業継続計画) の周知及び徹底
- ウ 災害時や感染症対策に必要な備品の備蓄
- エ 防災教育や各種訓練を通じて災害対応の意識を高め防災対策を図る

障害福祉サービス事業所(共同生活援助)ワンロック

令和5年度 事業計画

1 はじめに

令和4年度においても多くの活動等が、新型コロナウイルス感染症の影響に左右されてまいりましたが、令和5年5月も「5類相当」への変更が発表されるなど、「ウイズコロナ」の状況に入りました。「ウイズコロナ」の時代を見据え、持続可能な事業運営に取り組んでいかなければなりません。

また、国が推奨している「地域移行」への役割としてグループホームは、転換期を迎えている中で、障害のある人、一人ひとりに寄り添った支援を行いながら、課題の解決を目指し、障害のある人が地域の中で「くらし」「つながり」また社会の一員として、一人ひとりが自分らしく生き生きとした「豊かなくらし」が実現できるように支援を行うよう努める。

2 展開する事業及び定員等の概要

(1)指定共同生活援助事業（令和5年4月1日 予定）

ワンロック 定員13人【現員12人】

ワンロックⅣ 定員 6人【現員 6人】

3 重点目標

(1) 権利擁護の推進

ア 虐待を未然に防止(自己チェックシートの活用)するため、不適切な対応などキャッチし、支援の質の向上に努める。

イ 本人の自己選択、自己決定の支援

ウ 身体拘束・虐待防止委員会の開催

エ 身体拘束等適正化のための指針の運用等

オ 障害者差別解消法における合理的配慮の推進

(2) 経営基盤の安定・強化

ア 障がいの程度に関わらずニーズに応じたサービスの提供を受けながら利用継続できるようにする。

イ 経費の節約、経営の効率化

(3) 人材育成の強化・人材確保

ア 施設内研修(OJT)、施設外研修(OFF-JT)、への参加

イ ウイズコロナを見据えたオンライン研修の構築

ウ 資格取得への推進

(4) メンタルヘルス対策等の推進

- ア メンタル不全の予防と対応の為の研修の実施。
- イ 産業医等との連携を図りストレスチェックを行なう。
- ウ 腰痛体操・ラジオ体操の実施

(5) 危機管理体制の強化

- ア 感染症の正しい知識、対応を身に付け感染防止に努める。
- イ ヒヤリ・ハット報告、職員間で情報の共有を図り安心して安全な体制の構築
- ウ 南海地震等大型災害に備え、地域と連携を図る
- エ 災害発生時における関係機関等の連携強化
- オ 業務継続計画(BCP)の運用
- カ 災害時や感染症対策に備えての備蓄
- キ 防災体験等を通じての意識を高める対策を図る

(6) 地域貢献活動の促進

- ア 自治会等が取り組んでいる清掃活動、防災訓練、美観活動等に参加、協力して地域住民との連携を図る。
- イ 地域の伝統行事を実施する自治会活動への参加、協力を行う。

(7) サービスの質の向上

- ア 各種会議を毎月開催し、現状の把握や問題点、改善事項など課題解決を図る。
- イ 個別支援計画の作成にあたっては、本人、家族等の意見を取り入れ、計画に基づいた支援を提供する。
- ウ 本人、家族等の要望など真摯に受け止め、敏速な対応
- エ 健康維持のため看護師と連携し、健康管理、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- オ 余暇時間の充実
- キ 家族等に本人の近況状況等を定期的に連絡等を行い相互の信頼関係を深める。

障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)ちゅうりっぷ

令和5年度 事業計画

1 はじめに

ちゅうりっぷにおいては、昨年4月に開設、11月には北島町チュウリップハウスを改装しジェラート店「ミンナノテラス ミオ」開店しました、新型コロナウイルス感染が収束する兆しがない中、開所して一年を迎え、新しい生活スタイルで社会生活を営むことができるように、感染症対策と事業継続を柱に事業運営に取り組む。

令和6年4月には、報酬改定を見据えて、障害福祉サービスの在り方についても検討を進める年としなければならない。

こうした中、障害のある人が働く中で、その能力をいかに発揮し、生産活動をとおり社会的貢献や働く喜び、充実感を感じとることで、地域の中で「くらし」「つながり」また社会の一員として、一人ひとりが自分らしく生き生きとした「豊かなくらし」が実現できるように支援を行い、持続可能な運営を目指して努める。

2 展開する事業及び定員等の概要

(1)就労継続支援B型事業（令和5年4月1日 現在）

定員20人【現員13人】

3 重点目標

(1) 生産活動の充実

- ア 喫茶事業の販路拡大し、売り上げの増収を図る。
- イ 季節に応じた野菜・果物の収穫作業(イチゴ、トマト、ハーブ等)
- ウ 施設外支援の促進

(2)権利擁護の推進

- ア 虐待を未然に防止(自己チェックシートの活用)するため、不適切な対応などキャッチし、支援の質の向上に努める。
- イ 本人の自己選択、自己決定の支援
- ウ 身体拘束・虐待防止委員会の開催
- エ 身体拘束等適正化のための指針の運用等
- オ 障害者差別解消法における合理的配慮の推進

(3) 経営基盤の安定・強化

- ア 利用者のニーズに応えつつ、満足度の高いサービスの提供をしながら、利用継続できるよう

に努める。

イ 経費の節約、経営の効率化

ウ 各種加算の活用

(4) 人材育成の強化・人材確保

ア 施設内研修(OJT)、施設外研修(OFF-JT)、への参加

イ ウイズコロナを見据えたオンライン研修の構築

ウ 資格取得への推進

エ 自己評価、並びに目標設定の実施

(4) メンタルヘルス対策等の推進

ア メンタル不全の予防と対応の為の研修の実施。

イ 産業医等との連携を図りストレスチェックを行なう。

ウ 健康診断により健康管理

(5) 危機管理体制の強化

ア 感染症の正しい知識、対応を身に付け感染防止に努める。

イ ヒヤリ・ハット報告、職員間で情報の共有を図り安心して安全な体制の構築

ウ 南海地震等大型災害に備え、地域と連携を図る

エ 災害発生時における関係機関等の連携強化

オ 業務継続計画(BCP)の運用

カ 災害時や感染症対策に備えての備蓄

(6) 地域貢献活動の促進

ア 清掃活動、防災訓練、美観活動等に参加、協力して地域住民との連携を図る。

イ 地域の伝統行事を実施する自治会活動への参加、協力を行う。

(7) サービスの質の向上

ア 個別支援計画の作成にあたっては、本人、家族等の意見を取り入れ、計画に基づいた支援を提供する。